

「デジタルデバイド対策事業」実施業務委託仕様書

1 業務委託の名称

「デジタルデバイド対策事業」実施業務委託

2 業務の目的

本県では、社会のデジタル化・デジタルによる変革が進む中、全ての県民がその成果を享受できるよう取り組んでいる。

このため、地域団体の構成員等を対象に講座（以下「養成講座」という。）を開催し、スマートフォンの操作に不慣れな高齢者等を地域で継続してサポートできるボランティア（以下「スマホサポーター」という。）を養成するとともに、市町村が主催するスマホ教室における補助人員としての活用を促進する。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月25日(水)までとする。

4 委託業務の内容

本業務を受託した者（以下「受託者」という。）は以下の事項に定める業務について、その業務にかかる費用はすべて受託者が支払うものとする。また、各業務にかかる関係者との連絡調整や問い合わせへの対応等、企画・運営を実施できる体制を確保すること。

（１）養成講座の受講者募集

- ・ 養成講座の受講者数は100名程度を目標とする。
- ・ 高齢者関係団体や福祉関係団体等、県内の地域コミュニティにおいて日頃活動している団体の構成員から募集するため関係団体等と連携・協力するなど、受講者を募集するにあたって工夫した具体的な内容を提案すること。

（２）養成講座の実施

- ・ スマートフォンを所有しているが、操作に不慣れな高齢者等に操作方法等を教示できるスマホサポーターの養成を目的とした講座を実施すること。スマホサポーターは、市町村が主催するスマホ教室で補助人員として活用できるレベルを想定する。
- ・ 講座内容は、機種（各OS）の基本機能（電話・メール・カメラ等）や活用頻度の高いアプリケーション（LINE、地図等）の基本操作、インターネットを利用する場合の主な注意点やトラブルへの対処方法、県・市町村のアプリや電子申請等の利用方法などを想定する。
- ・ 講座用テキストを作成するとともに、ロールプレイングを取り入れるなど受講者が技術的な知識やスマホの使い方を教える際の接し方など、スマホサポーターとして必要なスキルを習得できるよう工夫すること。

- ・ 講座日程や会場は本県と協議・調整のうえ決定する。開催回数は8回程度を想定する。また、高校等の団体から養成講座の開催の要望があった場合は、本県及び関係者と協議・調整のうえ実施する。開催回数は3回程度を想定する。

(3) スマホサポーターの管理・活動実績の調査

- ・ (2)の講座を受講者したスマホサポーターの名簿をExcelファイルで管理し、県に提出すること。
- ・ スマホサポーター（過去に養成した者を含む）からの問い合わせや情報共有等の場として、オンラインコミュニティを運営・管理すること。オンラインコミュニティは既存のサービスを利用することとし、県と協議のうえ決定する。
- ・ スマホサポーターの活動実績及び困りごと・要望等を調査し、令和7年9月末時点及び委託期間終了時に報告すること。

(4) 完了報告

- ・ 本事業の実施結果や成果、課題などを記載した完了報告を作成し、県に提出すること。

5 想定スケジュール

	令和7年			令和8年
	3～5月	6～7月	8月～12月	1～3月
提案の公募・契約締結				
受講者募集				
養成講座の開催（8回程度）				
高校等の団体における養成講座の開催（3回程度）				
スマホサポーターの管理（オンラインコミュニティ運営等）				
活動実績の調査・報告			★	★
完了報告書の提出				★

6 委託業務の進め方

(1) 実施計画書

受託者は、委託契約締結後速やかに「実施計画書」（実施体制図、仕様書で求める実施事項を遂行するための計画及び具体的手法、実施スケジュール、経費内訳等を含む。）を県に提出し、承認を得ること。

(2) 進捗管理

- ① 定期的に作業の進捗状況を確認し、作業上の問題点を早期に把握することにより予定期間内に作業を終了させること。
- ② 定期報告のほか、事業全体について県から指示があった際には、その指示に従い報

告すること。

7 納入成果物

(1) 納品物

本業務の納品物として以下のものを電子データで提出すること。ただし、企画提案の内容により変更する場合がある。

- ・ 実施計画書（委託契約後速やかに）
- ・ 養成講座テキスト
- ・ スマホサポーター名簿
- ・ 業務完了報告書

(2) 納入期限

令和8年3月25日（水）

(3) 納入場所

〒930－8501 富山市新総曲輪1－7

富山県知事政策局デジタル化推進室デジタル戦略課

8 留意事項

- (1) 本業務により作成し、県に提出した納品物の所有権及び著作権は県に帰属するものとし、県において自由に利用・修正・公開することができるものとする。
- (2) 受託者は、業務の処理を自ら行うものとし、他の者にその処理を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の書面による承認を受けたときは、この限りではない。
- (3) 受託者は、本業務の処理上、知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。業務完了後もまた同様とする。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、別途本県と協議して定める。